

ILO「旅館・飲食店に関する条約及び勧告」について

大木 寿

去る6月5日から25日まで、スイスのジュネーブで開催された、第78回ILO総会で、「旅館(含むホテル)・飲食店(含むレストラン)及び類似事業所における労働条件に関する」条約及び勧告が採択された。

私どもは、ILOが同業種に光をあてたことを 評価し、その内容に注目していた。

全労連は、6月6日付けで「同条約及び勧告案にたいする見解」をILOに提出し、「日本の現在の当該労働者が、他の産業に働く労働者と比較して相当低い労働条件に置かれており、条約がこれらの労働者の労働条件の改善に役立ち、また今後営業をはじめる事業所における労働条件の基準になるものとして、条約の採択を支持する。」としたうえで、日本の現状を踏まえて意見をのべた。

はじめに同条約と勧告の要点を全労連の翻訳 にもとづいて紹介し、次に日本における現状を 踏まえた感想をのべる。

条約と勧告の内容について

ILOは条約の前文で、その目的について「労働条件に関する全般的適用基準を定めた国際労働条約及び勧告は、同業種の事業所の労働者に適用できることを想起して、…同業種の労働の特殊性のために国際条約及び勧告の適用を改善

し、同時に急速に拡大しているこの業種における役割に対応した地位に関係労働者が享受できるための特定の基準をもってこれらの基準を補い、かつ労働条件、訓練及びキャリア形成の見通し、及び職務の安定を改善によって新しい労働者をこの部門に引き付けることに留意し」と述べている。

以下内容について要点を記載する。 (勧告の内容は、「勧告」とする。)

1. 適用される労働者

- (1) 下記の事業所に雇用されるすべての労働者に適用される。
 - (a)宿泊のサービスを提供する旅館及び類似 の事業所
 - (b)食物、飲料もしくはその双方を提供する 飲食店及び類似の事業所
- (2) 条約を批准する各加盟国は、関係する使用者団体及び労働者団体と協議したあとで、その適用範囲を観光業のサービスを提供する他の部類の事業所にも拡張することができる。

2. 労働時間及び休息時間について

(1) 関係する労働者は、国内の法律と慣行に したがって、通常労働時間と時間外労働に 関する道理にかなった規定を享受する権利 を持ち、1日あたり及び週当たりの道理に

かなった最低の休息時間を与えられる。 「勧告」として、

- ① 通常労働時間を定め、残業を規制する 措置は、使用者と関係労働者またはその 代表との協議の対象とすべきである。
- ② 労働時間と超過勤務が正しく算定及び 記録され、各労働者がこれらの記録を閲 覧できるように確保するための措置をと られるべきである。
- ③ 実行可能な場合には常に、なるべく団体交渉を通じて分割勤務を漸進的に撤廃すべきである。
- ④ 可能なかぎり、実行可能な場合には常に連続した期間であるべき36時間以上の 週休を受ける資格を有するべきである。
- ⑤ 一日あたり平均10時間の連続した休息 時間を受ける資格を有するべきである。
- (2) 関係労働者は、可能なところでは、個人 及び家庭の生活をそれなりに予定できるよ うに、作業時間表について十分事前に通知 を受ける。
- (3) 労働者が公休日に勤務する場合には、団体協約の規定にしたがって、あるいは国内の法律ないしは慣行にしたがって、時間または給与によって適切に補償される。
- (4) 関係労働者は、団体協約の規定あるいは 国内の法律ないしは慣行による長さの有給 休暇を受ける資格を有する。

「勧告」として、

年次有給休暇の長さが一年の勤務期間に つき4週間に満たない場合には、団体交渉 を通じてもしくは国内慣行にしたがって、 同休暇をその水準まで漸進的に延長するた めの措置をとるべきである。

3. チップについて

チップに関わりなく、関係労働者は最低の

給与(固定給)を定期的に受け取る。

4. 訓練について (「勧告」)

- (1) 各加盟国は、関係使用者及び労働者の団体と協議して、ホテル・レストラン及び類似の事業所における異なる職種のために、職業教育、職業訓練及び経営管理能力の開発のための政策及びプログラムを策定しようとする労使または教育機関を支援すべきである。
- (2) 訓練プログラムの主要な目的は、職務上の技能、職務遂行上の質の向上及び参加者の職業展望を高めることにある。

日本における旅館・飲食店の状況と特徴

1. 旅館・ホテルの現状

1988年の調査によれば、ホテル4,563軒(登録ホテル597軒)、旅館78,000軒(登録旅館1,629軒)で、圧倒的な事業所が小零細規模となっている。 雇用者は、1986年の事業所統計で、58万人 (1975年47万人)となっており、約10年間で10 万人以上の増大となっている。

雇用者のうち、臨時・日雇・パート・委託業務が20%を占めている。大手都市ホテルの人員構成は正社員65%、ビシネスホテルは35%となっている。

産業構造の転換、東京一極集中、さらに全国的に展開されているリゾート開発によって、ホテルの建設ラッシュがつづいており、雇用者が急増しているが、人手不足によって上記のように不安定雇用労働者が多数をしめている。

2. 飲食店・レストランの現状

1989年では、一般飲食店が、50万軒(1982年54 万軒)で、雇用者は230万人(1982年198万人)と なっている。

雇用者4人以下の飲食店が、78%を占めており、パート比率が30%(全産業平均9%)とな

っており、雇用者はパート・アルバイト、外国人 労働者が急増している。

この業界は開業・転廃業率とも高率で推移しており、食品産業、商社、流通業界などによる 買収が活発となっている。

外食産業化によるレストラン、専門店も急増 し、規模の拡大が進んでいる。

3. 労働状態と労働条件の特徴

- ① 旅館・ホテル、飲食・レストランの業界は、日本企業の24時間操業にともなって、24時間労働体制になり、早朝・深夜・休日労働が増大し、年中無休体制の企業も多くなっている。
- ② この業界は、小零細企業が圧倒的であり、規模の大きいところでは不安定雇用労働者の占める率が高い状態である。

労働組合の無い事業所が圧倒的で、たと え組合が存在しても、不安定雇用労働者を 組合員として組織しているところはほとん どない。

③ この業界の労働条件は、正規労働者でも他の産業に比べて低く、さらに不安定雇用労働者は一層劣悪な労働条件と無権利・不安定な状態に置かれている。

ILO条約についての感想

- 1.条約の特徴は、すべて重要な労働条件については、労資協議、国内法及び慣行に従って決めていくとなっており、日本では労働組合が 圧倒的に少ない業界であり、その上、不安定 雇用労働者が多い状況下では、その効力・影響力はきわめて弱いといわざるをえない。
- 2. 労働条件についての条項は、抽象的な内容 になっており、「勧告」は労働時間や休息期間 について、一定の指標になるものを提起して いる。賃金については、チップに関わりなく

固定給を定めるとしており、重要な条項といえる。

日本の旅館・ホテルでは、チップ収入を前提 とした賃金となっており、収入は不安定とな っている。チップについては漸次廃止し、固 定給とすべきである。

3.以上の点からみて、旅館・ホテル及び飲食・レストラン及び観光事業のきわめて劣悪で無権利な状態におかれている労働者に対して、光をあてたことは評価するとしても、ILOが前文でのべているような「業界の特殊性、そして急速に拡大している業界」に働く労働者の「労働条件の向上」と「地位向上」のための国際的な労働条件基準としてどの程度の効力と影響力を持つのだろうか。疑問をもたざるをえない。

(全労連・全国一般労働組合〈団体会員〉、書記長)

混迷のソ連労働組合運動

小林 勇

クーデターをめぐって

クーデター派が8月19日(1991年)に行動をお こした翌20日、ソ連のナショナルセンターであ るソ連労働組合総連合幹部会が出した宣言は、 「権力の危機、経済の崩壊、無秩序と飢えと荒 廃の現実の脅威のもとで、この国にとって破滅 的なその進行をくいとめるためには、もっとも 決定的な措置をとる必要がある」ことを指摘し ながら、「こうした諸決定はすべて、ペレストロ イカの過程でかちとられ、ソ連の法律で保障さ れている文明社会の民主的規範や人権と自由を 最大限に尊重しながら、憲法に則って行われ、 実施されるべきである」として、2、3日中に ソ連邦最高会議をひらき、憲法にそった合法的 決定を行うよう主張している。さらにこの宣言 は、一般市民にたいする暴力の行使に反対する とともに、対決や内戦回避の予防策をとること の重要性を強調している。

この宣言で注目されるのは、クーデター派の 反動的行動を真っ向から非難する言葉などなに 一つなく、そのやりかたにたいしても間接に批 判するだけに終わっていることである。憲法の じゅうりん、民主主義の侵犯にたいする怒りな ど全く見あたらない。そればかりか宣言は最後 に、労働者と労働者集団にたいし、自制して「生 産の中止や完全な経済的混乱」をさけるようよ びかけている。この点、一部の独立労組がスト をよびかけたのとは大きな違いである。

ソ連労働組合総連合はゴルバチョフ共産党書記長(当時)のよびかけたペレストロイカのもと、90年10月の第19回大会で全ソ労働組合中央評議会が解散、再編成された新たな全国労働組合組織である。この大会で報告を行ったチェルバコフ副議長は「これまでの労働組合は行政指令システムの一部となり、組合員の利益を擁護する力をもっていなかった」と率直に自己批判し、全ソ労評が労働者の信頼を失ってしまったことを認めたのである。

全ソ労評の活動にたいする批判は、ペレストロイカの開始とともに、急速に強まった。ゴルバチョフ大統領が共産党書記長に就任したのは1985年、それから2年後の87年2月に開かれた全ソ労評の第18回大会でゴルバチョフ書記長は、労働組合がペレストロイカで「後続部隊の役割にとどまっている」ことを批判し、これまでの御用組合的な体質の徹底的改善を迫ったのだが、この発言をきっかけに代議員のあいだから組合の指導機関や活動スタイルにたいする批判が噴出した。とりわけ上級機関の官僚主義やテクノクラート的傾向、つまり生産課題を優先させ、労働者の福祉をあとまわしにする労働組合指導部の姿勢がきびしく指摘されたのである。

新組織に再編されたソ連労組総連合はその基本原則として、国家や政党などからの独立とと もに、中央集権を廃して、傘下組合の行動の調 整や共同をめざす新たな役割を強調していた。 だがその指導部は、チェルバコフ副議長の議長 への格上げにも見られるように、旧組織時代と 本質的な違いはない。しかもこんどのクーデタ 一の責任者であるヤナエフ副大統領は旧組織が 解散するまでその議長だった人物。これでは新 組織の幹部会がクーデターにきびしい態度をと れるわけがない。この組織に自主的、民主的労 働組合運動など、もはや期待できそうにもない のだ。

労働組合運動の分裂

クーデターに反対してストライキに入った独立労組の中心勢力は炭鉱労働者だった。かれらは89年夏のストでかちえた政労合意が、その後いっこうに実行されないことに不満を強めて、昨年4月、独立炭鉱労働組合を結成した。全ソ労評傘下の単産で分裂したのはこれが初めてである。

ロシア共和国に独立労働組合連合が結成され たのは、その前の月の3月のことである。ソ連 領土の4分の3、全人口の2分の1をしめるソ 連最大の共和国で、モスクワを同じく首都とす るロシア共和国には従来、地評がなかった。全 ソ労評傘下で地評をもたないのはロシア共和国 だけだった。そこでペレストロイカによる各共 和国の自主的権限強化にともない、この共和国 にも地評がつくられるとになったのだが、その 結成大会最終日に突然、全ソ労評に反旗をひる がえし、独立労組として発足することになった のである。これが全ソ労評再編の直接の引き金 になったのは確かである。 クーデターの3日間、 モスクワで約10万人の労働者が街頭に出て戦車 にたちむかったが、これらの労働者は、そのほ とんどがロシア共和国の独立労組連合系とみら れている。

クーデターに反対する炭鉱労働者やモスクワ 労働者の行動は、民主主義擁護のための闘いと して西側から高く評価された。たしかに、かれ らの行動はクーデターに反対しておこなわれた ものであり、そのかぎりにおいて評価に値する が、これをもっていまやソ連にも民主主義が根 づいたというわけにはいかない。ソ連問題の専 門家のなかには、国民の抵抗を評価して、長い ロシア史のなかでようやく民主主義的市民社会 があらわれたと結論するものもいるようだが、 市民社会の伝統のないロシアが突然民主的に変 わるわけはないという主張もある。恐らくその 通りであろう。

かれらの行動で見おとせないのは、それがロシア共和国エリツィン大統領のよびかけにこたえたものであるという点である。かれらはエリツィン支持派なのだ。ロシア共和国独立労組連合はその規約で「勤労者の権利、自由、利益擁護、民主主義、人道主義、社会的公正の原則」を謳った自主的労組として結成されたはずなのだが、その指導部がエリツィン大統領にひんぱんに会い、緊密な関係にあるのは事実である。今年3月から2カ月余にわたる炭鉱ストも反ゴルバチョフの政治的性格をもち、エリツィン大統領が現場に出かけて、はじめておさまった。

西側では、クーデター反対の最前線にたった エリツィン大統領にたいしても、まるで民主主 義の救世主でもあるかのようにもちあげたが、 その後、同大統領の反民主的、権力主義的本質 が表面化するにつれて、さすがに手放しの礼賛 はどこかに消えた。

混乱状態の労働運動

ペレストロイカのかけ声にもかかわらず、一 貫した方針を欠くゴルバチョフ政権の経済政策 のもとで、ソ連経済は混乱の度を強めるばかり

である。91年1月の5パーセントもの消費物資 売上げ税の導入にひきつづく 4月の消費物価、 交通料金、サービス料のいっきに 2倍から 3倍 の値上げ実施でインフレが加速化され、国民の 不満を噴出させた。白ロシアの首都ミンスクで は、多数の労働者が値上げの撤回や大幅の賃上 げだけでなく、ゴルバチョフ大統領の退陣をも 要求してストを敢行、ウクライナ共和国の首都 キエフでも労働者がストに入った。これらのス トは海外でも報道されるほど大規模なものだっ たが、企業のレベルでストライキ委員会がつく られ、労働者が職場を放棄するといった事態は、 この数年来、ソ連では日常茶飯事となっている。 ストに参加した労働者の数もソ連全体で、89 年は1日平均3万人、90年(上半期)は6万5、 000人に上るとか、89年は10万人で、90年は13 万人だとかといったぐあいにさまざまに伝えら れているが、いずれにしても自然発生的に職場 放棄がふえてきていることだけは確かである。 注目されるのは、ストが生産現場だけでなく、 最近では監獄や軍隊にまでひろがってきている ことである。モスクワからの報道によると、待 遇改善を要求して囚人がストに入っただけでな

万人だとかといったぐあいにさまざまに伝えられているが、いずれにしても自然発生的に職場放棄がふえてきていることだけは確かである。注目されるのは、ストが生産現場だけでなく、最近では監獄や軍隊にまでひろがってきていることである。モスクワからの報道によると、待遇改善を要求して囚人がストに入っただけでなく、看守までが職場を放棄したという。またタス通信によると、この10月には、ハバロフスクに司令部をおく極東軍管区所属の建設部隊が生活条件の劣悪な山岳地帯への移動に抗議してハンストに入ったと伝えられ、またソ連海軍の北方艦隊や黒海艦隊内にもストライキ委員会が結成され、待遇改善を要求して、スト突入を警告している。ソ連海軍にストライキ委員会が結成されたのは史上初めてである。

ゴルバチョフ大統領はこの春の炭鉱ストが終わった5月、大統領令で基幹産業のストを禁止するとともに、労働意欲を刺戟するため各企業にたいし、労働に応じた賃上げの自由を認めた。

大統領令は企業の操業停止で国民経済が死活的 状況に陥っているとのべ、電力、石炭、石油、 石油化学、ガス、金属、鉄道輸送の基幹産業で のストを全面的に禁止し、生産の妨害や企業内 での秩序違反には、刑事責任などの法的措置を とるとしている。こうしたスト禁止の大統領令 の当否は別として、ロシア共和国独立労働組合 連合では、民主的な手続きなど一切ふむことも なしにいきなり、スト禁止令を拒否すると言明、 10月下旬から減税などの要求で波状ストを実施 するという。これでは、エリツィン流の超法規的 行動の労働組合版というほかない。ソ連の労働 組合運動はすでに秩序を失い、混乱状態にある ということができよう。

経済情勢が悪化するなかで失業者も急速にふえている。その総数はすでに1千万に達しているともいわれているが、ゴルバチョフ政権の失業対策としては、ようやく7月1日に実施に移された新雇用法で、失業手当が最高39週間出るようになっただけ、あとは市場経済の導入による経済の建て直しと海外からの経済援助を待つしかないのだ。だが市場経済で失業者が減るどころか、逆に数千万にふくれ上がるものと推定されているのである。

問題は、このような情勢のもとで、労働者の 利益擁護のために活動すべき労働組合自身が活 動の指針を失い、労働組合運動全体が混迷を深 めていることである。こうした混迷からぬけ出 し、真の自主的民主的労働組合運動を確立でき るかどうかは、今後の大きな課題といえよう。

(理事・国際労働運動研究者)

過労死をめぐる国際世論の形成

---過労死弁護団の国際活動から ----

川人 博

はじめに-

ソ連・東欧の次に倒れるのは、西欧?

先日、高校の在京者の同窓会があり、二次会 の席で、大手電機メーカーの技術開発の第一線 で働く友人たちが、長時間労働がいかに日本の 技術競争力を高めているかを語ってくれた。立 川と川崎を結ぶ南武線というJR線があるが、 この沿線に、日本電気や富士通などの大手電機 メーカーの工場ができてから、ラッシュアワー が夜の10時に移ったそうである。彼らによれ ば、かつては技術力を誇ったドイツも、いま や、コンピューター・半導体など重要先端産業 では日本にたちうちできないとのこと。「毎日夕 方5時になると帰社し、夏に5~6週間もバカ ンスをとっている国(ドイツ)が、連日夜10時ま で働き、夏も数日しか休まない国(日本)に勝 てるはずがない」との説明は実に説得力があっ た。そして、その場では、ソ連・東欧の次に経 済が破綻するのは、ドイツ・フランス・スウェー デンなど西・北ヨーロッパの時間短縮先進国で はないか、との予測まで出た。

経済評論家の佐高信氏は、EC幹部が住友商事常務であった故鈴木朗夫氏に、「毎日夜おそくまで働く日本企業社員は軍人と同じであり、軍隊(日本企業)と市民(EC企業)がたたかったら、軍隊が勝つのは明らかだ」と批判したエピソードを紹介している。(佐高信著「会社は誰の

ものか」など)。

日本の長時間労働は、諸外国からの批判の的となっている。しかし、だからと言って、日本がヨーロッパなどに近づく保証はなにもない。逆に、日本が経済的に他国を凌駕(りょうが)することによって、過労死を含め日本の長時間労働が海外に輸出される危険性の方が高いのではないだろうか。この意味で、過労死をめぐる闘争は、すぐれて、国際連帯の課題である。

過労死弁護団の国際活動

1988年6月以降、「過労死110番」がスタートしたことが契機となって、過労死問題が大きくクローズアップされ、内外のジャーナリズムによりくり返し報道されるようになった。

KAROSHIを本格的に紹介した最初の海外報道は、アメリカの有力紙シカゴ・トリビューン(1988年11月13日)であった。ここで、Death from overwork と訳された過労死は、その後1~2年間に、世界各国の新聞・TVなどに繰り返し登場することとなった。

しかし、私たちは、過労死がもつ国際的意義 に照らして考えるならば、ジャーナリズムによ りいわば受動的に紹介されるだけでは、決定的 に不十分であると考えた。そして、1989年後半 から、より主体的に過労死問題を世界に訴える 活動の検討に入った。

そして、1990年から91年にかけて、つぎのよ

うな弁護団の国際活動を実践してきた。

第一に、KAROSHI国際版の出版である。

なによりも、過労死に関する総合的な海外向 けの出版物が必要と考え、1990年春から研究 者・医師などの協力も得て執筆と翻訳作業に入 り、1990年12月、窓社から英語日本語対訳の本 を発刊するに至った。

私自身初めての国際出版の経験であったため、通常の出版の倍以上の労力を要したが、出版社の大いなるご協力のおかげで、出版に漕ぎ着けることができた。窓社では、1989年から季刊「窓」誌上で、日本的経営に関する国際論争を行っており、出版社側と私たちの問題意識が共通していたことが成功の要因であった。

当時調べて見ると、日本的経営を賛美する海外向けの本は沢山あっても、日本の労働現場を 批判的に紹介している本は、鎌田慧氏の「自動 車絶望工場」の英訳本くらいであった。その意 味でも、この出版は大きな意義を持つものであった。

発刊後1年経過し、英語訳本のみの発行も行い、アメリカなどで直接販売も進んでいる。現在、ロシア語・ドイツ語・フランス語・中国語などの翻訳版を検討中である。

国際自由労連機関紙が過労死を紹介

第二に、海外労組などへの直接のアピール を、国際版の普及と結びつけながら行った。

私は、1991年1月、ヨーロッパにある国際労働組合組織や各国の労働組合、研究者を訪問してまわった。関係者のご協力のおかげで、国際自由労連(ICFTU)の担当者をはじめ、英国のTUC(ナショナル・センター)・MSF(製造科学金融労組)、ヨーロッパ労連(ETUC)・ドイツIGメタルの各役員、書記、研究者と会い、話しあうことができた。

国際自由労連本部では、過労死問題について、健康安全担当のレッグ・グリーン氏と話しあった。同氏は、私との会談を踏まえて、国際自由労連機関紙「Free Labour World」1991年1月31日号にて、「KAROSHI国際版」の書評を詳しく述べ、「過労死が世界の他の地域に拡がることを防ぎ、日本で改善されるために、欧米の労働組合は、日本の仲間とともにこの問題をくわしく検討すべきである」と指摘した。

その後、国際金属労連(IMF)も、機関紙で、 同じように紹介記事を掲載した。

この他、91年8月、ニューヨークで、アメリカの労組へのアピールも行った。もとより私たち弁護団だけでなく、多くの労働運動家・研究者の方々が、様々な国際会議の場で過労死問題を報告し、国際版の普及にもご協力下さっている。

「過労死110番」海外窓口の設置

第三に、1991年初頭から、ニューヨークとブリュッセルにも、「過労死110番」海外相談窓口を設置した。

担当の大塚正民氏、須網隆夫氏は、いずれも、 日本の弁護士資格を有しながら、現地の法律事 務所で仕事をしている弁護士である。

1988年「過労死110番」開設当初より、海外出張・海外赴任に関係した過労死相談はあったが、1990年11月に三井物産課長の過労死事件が報道されることによって、この種の相談が一層増えている。

毎年100万人以上の日本のビジネスマンが海外出張をしているが、休息をまともにとれず、 時差・気候差のなかで、健康を悪化させている。

すでに、海外で死亡した遺族からの相談がアメリカ窓口に入っている。また、現地の日本の新聞は、この海外窓口を大きく報道しており、窓口の存在自体が現地の日本人社会に影響を与

えている。

国連人権小委員会での訴え

第四に、国際機関が過労死をとりあげるように活動を続け、1991年8月29日、ジュネーブの 国連人権小委員会で取り上げられるに至った。

すなわち、同日、国連登録NGOのIED(International Educational Development = 本部ワシントンDC)の代表戸塚悦朗弁護士が、過労死を放置している日本政府は国際人権条約違反であると報告した。これに対して、その場にいた日本政府代表は、一切の答弁を行わないという、例を見ない対応をとった。

この国連での討議は、ロンドン留学中の戸塚 弁護士と過労死弁護団が1991年春から準備して きた活動の成果であった。

ニューヨーク・タイムズ意見広告

第五に、広告労協などと協力しあい、91年9月9日、ニューヨーク・タイムズに過労死に反対する意見広告を出した。

この広告は、かつて労基法改悪反対のたたかいにおいても行われ、大きな反響を呼んだ活動 形態である。すでに、9月9日以降、意見広告 を読んだアメリカの一般市民・研究者・人権団体 などから手紙が約30通届けられている。日本の 労働省に直接抗議の手紙も届けられている。

過労死弁護団としては、過労死をなくする国際世論の形成をめざして、日本企業・日本政府を包囲していく国際連帯の活動をめざして、今後とも一層活動を強化していくつもりである。

国際活動の発展ために

最後に、この間の活動の経験を踏まえて、若 干問題提起をしたい。

①日本の労働実態をどう伝えるか。

海外の人々に日本の長時間労働を伝えるのに、 労働省統計をそのまま使わないこと。日本の労 働省のいう年間平均労働時間約2100時間という 数字を示しても、欧米と比較して10~30%程度 長いだけであり、過労死を生み出す日本の過酷 な労働実態を説明したことにならない。(「経済 セミナー」91年8月号拙文など参照)。

「サービス残業」の実態、年間3000時間以上の 労働があちこちの職場で常態化している異常さ をリアルに語ることが必要である。

また、「日本的経営の長所を見るべき」との議論に対しては、「日本的経営の最も『優れた』点は、労働者が死ぬまで働くように仕向ける点」にあることを実証的に説明することが必要であると思う。

②国際労働組織との提携について

私はこの一年間、過労死問題について、国際自由労連の役員、及びその有力構成労組たるTUC (英国)・DGB (ドイツ)・AFL-CIO (米国)の役員諸氏と話し合ってきたが、いずれの人々も、世界の労働者の生活と権利のために真剣に活動している。

日本では、この国際自由労連を、「独占資本の 政治に追随するしかない『労資協調主義、反共 主義』」と評価する意見が労働運動活動家の中に あるが、首肯できない。

国際自由労連機関紙には、前記書評の他にも、中央・東ヨーロッパへ企業が進出するなかで、 職業病や労災、公害の防止にどのように取り組 むかなど極めて貴重な記事がある。

政治・経済の国際化が進行するなかで、労働 運動の国際的連帯の課題はますます重要になっ ている。日本の労働組合が、他国の労働組合、国 際労働組織との正しい連携をより形成していく ことを期待する。

(弁護士・過労死弁護団全国連絡会議事務局長)

公立学校共済組合の「証券不正事件」について

中ノ目新治

はじめに

日本証券協会は、7月末から9月下旬にかけて、野村証券など大手4社をはじめ、準大手・中小証券による損失補塡リストを公表した。これらを総合すると、87年10月から91年3月までの期間、公表されただけでも787件、2164億円にものぼることが明らかになっている。補塡リストには、日立、松下、トヨタなどの大企業が網羅されており、リクルート事件にひきつづくこれら一連の「証券不正事件」は、個人投資家をはじめ、国民犠牲のもとに、政府、財界、証券会社、大銀行が一体となった事件であることが、明白になっている。

公立学校共済組合は、公立学校に勤務する全 教職員が加入し、組合員は年金や健康保険の給 付を受けるため、毎月掛金を積立てている。こ の積立金は5兆5千億にも及ぶが、年金や健保 への給付、組合員への貸付、病院やホテルの経営 資金とともに、債券や特定金銭信託などにも運 用されてきた。

1.「不正事件」への関与が全面的で悪質

教職員の大切な資金を預る公的団体である公立学校共済組合本部(学校共済本部)が、今回の「証券不正事件」に深く関与していたことは、極めて重大である。関与の実態は、次のようなことである。

第1は、学校共済本部が証券会社からうけた 損失補塡は日興が51億円、三洋12億円、国際が 6億円など総額で74億8千万円にのぼり、公的 団体としては最高額である。

第2は、学校共済本部が89年秋に複数の証券会社に対し、損失補塡の強要とも受取れる公式文書を出している。その内容は「営業特金の運用は7%を下回っており、通算利回りが7%を下回る場合は、契約の解約もありうる」というものである。

第3は、大蔵省の営業特金正常化通達を受け、日興証券と学校共済本部が「損失補塡を行わない」との確認書を交し、大蔵省に提出した後に確認書を破って補塡したことである。確認書を締結したのは90年6月15日、日興証券は同年7月から9月にかけ14億8千万円の補塡を行っている。

第4は、学校共済本部が、実際には損失が発生していないのに利益の上乗せを受けている。 88年9月から90年3月まで、野村証券など大手 4社が損失補塡したうち、学校共済本部がこの 間9億余円の利益があったのに、37億余円もの 補塡を受けている。

2. 政府・文部省がバブル経済を督励

(1) 公立学校共済組合の財政悪化の要因は、政府・財界による軍拡臨調「行革」攻撃のもとで、 年金・医療制度の度重なる改悪にともなう国庫 負担の削減によるものである。学校共済本部がこれらの政府の施策を容認し、証券会社の裁量に任せる不健全で危険な営業特金などに多額の資金を運用してきたことは、組合員の要求とは相容れないものである。資金運用について地方公務員共済法第25条は、「安全かつ効率的な方法により、かつ組合員の福祉の増進、……中略……運用しなければならない」としており、その基本方針からも逸脱するものである。

- (2) 学校共済本部が発行している公済時報の90年6月号は「長期経理の資金運用について」という総務部経理課の記事を載せている。その冒頭で「長期経理(年金)の運用に当っては、当然のことながら商品先物取引のような収益性は高いがハイリスクを伴う投資は認められず、安全性が強く求められている」と指摘している。しかしその一方で「特定金銭信託による運用は、文部大臣の承認を受けており、運用対象として株式、転換社債等、ハイリターンが期待できる」と述べ「運営審議会においても資金の効率的運用への関心は深い」として、安全性を軽視し、特定金銭信託への運用を正当化する結論となっている。
- (3) 全教との交渉のなかで、学校共済本部は営業特金(資金の運用を証券会社と相談して任せる仕組)への運用を認めた。営業特金については、国債の利率が低下するなど、年金財政が厳しいとして文部省は86年8月に、その残高が総資産の10%以下であればよいとの承認を与えており、学校共済本部はその条件を守っていると当然のことのように回答している。しかし「どの証券について補塡したかは、証券会社から言って来なければわからない」など無責任な態度をとっている。

7%の運用利回りを強要した公式文書については、8月始めの時点では「7%は共済本部が

決定したもので、証券会社が約束したものでは ない」と回答した。これは、現行法制では証券 会社に対しては禁止法制が該当するものの、顧 客(学校共済本部)の側には該当しないことを 承知の上で、証券会社を弁護しようとしたもの である。しかしその後、日興証券との間で、補塡 をしないとする確認書を交わしたあと補塡を受 けていたことが発覚し、両者の合意のもとに行 われていたことが明らかになっている。また、 補塡をしないとする確認書手交後の補塡は、証 券会社が法律違反に当る「損失保証」の疑いが 極めて濃厚である。この点について文部省の井 上総務審議官は、衆議院証券・金融特別委員会 で事実関係を認め陳謝するとともに、大蔵省の 松野証券局長も、「確認書を取った後まで補塡が 行われていたことは、大きな問題として受けと めている。我々としても厳正に対処したい」と 答弁せざるをえなかった。

学校共済本部が、損失がないのに37億円もの 補塡を受けていた問題についても国会で追及を うけ、松野証券局長は「事前に利回りを約束す る損失保証ではないか調査している」と答弁し ている。橋本蔵相も、「ほとんど顧客からの要望 があった」として学校共済本部など公的機関を 含め、顧客から運用を改善するよう求められた 結果生じたとの判断を示した。

3. 文部省は、民主的運営の確立と、 「不正事件」の責任を明確に

(1) また、今回の事件の背景には、「学校共済本部の運営が民主的に行われてこなかったのではないか」という重大な疑惑が生まれている。とりわけ多くの教職員が結集している全教や日高教の代表が公立学校共済本部の運営審議会委員や理事のポストから不当に排除されていることは、極めて不正常な事態である。資金運用に責

任のある運営審議会では、資金運用の一部として営業特金にあてることを文部省は承認していたのに、運営審議会では全く検討されなかったこと、この損失補塡問題が発覚して2ヵ月を経過しても運営審議会が開かれていないなど、無責任極まりない情況であり、学校共済本部の運営の民主化と運営審議委員及び理事の公正な選任を行うことは、急務となっている。

(2) 全教は、今回の事件の監督官庁である文部 省と二度交渉している。そのなかで、「文部省 が、不健全な営業特金に資金を充てることを督 励し、会計監査も行っており、責任は免れな い。文部省の責任で選出されている運営審議会 委員の会議でも営業特金などの検討がなされて いない」などを指摘し、事件の徹底究明と、運 営審議委員の民主的選任を要求した。また、学 校共済本部が証券会社から損失がないのに補塡 を受けていたことや、損失補塡をしないとする 確認書を大蔵省に提出後も補塡を受けたことに ついては「新たに公表されたことについては驚 いている。共済本部に正確に調査するよう指導 している」として文部省の監督責任に全く触れ ようとしない態度に対し、交渉参加者から「文 部省自らが調査することを考えていないのか」 と批判の声が相次いだ。責任問題について「国 会では"遺憾である"と述べているだけで陳謝 してはいない」と開き直っている。運営審議会 委員の任命についても「問題はない」と述べて 無責任な態度に終始した。

4. 証券不正事件の背景

(1) 一連の証券・金融スキャンダルは、政府・自 民党、大蔵省、財界、証券会社、大銀行が一体 となってバブル経済を演出し、政治家や暴力団 も介在して、国民を踏みつけにして異常なボロ 儲けをしてきたことを示している。この背景に は、アメリカの双子の赤字増大への対応として、ドル高を是正するため85年プラザ合意(五カ国蔵相会議)にもとづいて、各国が協力して公定歩合を大幅に引き下げた。史上空前の超低金利政策のなかで大企業が競って株と投機に走り、地価・株価の高騰で大企業、大手証券、大銀行が莫大な利益をあげてきて、その結果国民は、金利が最低の基準であった二年半の目減りだけでも約30兆円の損害をうけたという。こういう仕組をつくり出したのが政府・自民党である。政府は超低金利政策とともに、株、土地投機を野放しにし、大蔵省は80年に営業特金を認め、大企業が株投機に走る仕組をつくった。

共済組合に対する損失補塡について朝日新聞(8月1日付)は「安全をモットーとする共済組合が財テクに雪崩をうって走ったのは、監督官庁の指導が引き金」と報じている。このことは、政府・大蔵省・文部省主導で行われていたことを示している。

(2) 先の121臨時国会の開会中も、証券・金融スキャンダルの驚くべき実態が次々と明らかになり、国民の不信、批判が高まった。こうしたなかで政府・自民党は、「証券金融問題特別委員会」を設置し、証券喚問、参考人質疑などをおこなったものの、全容を覆い隠して幕引きをはかり、短期間の審議で終了させた。しかし不十分ながらも、証券取引法に損失補塡などに対する罰則などをもり込んだ改正案を成立させている。文部省、公立学校共済組合本部は、11月15日になって広報を出し、はじめて事件の経過を説明しているが、単なる報告にとどまっている。

全教は、これら一連の証券・金融スキャンダルとともにその一環としての文部省・学校共済本部の証券不正事件の責任追及と真相究明のため、ひきつづき奮闘する決意である。

(全教〈団体会員〉・中央執行副委員長)

男女雇用機会均等法をめぐる最近の動き

坂本 福子

はじめに

女性労働者は、近年一貫して増加し続け、 1991年には1,834万人となり、雇用者総数の37. 9%を占めるに至った。

しかし、このように増加し続ける女性労働者 達の職場の状況は、格差が厳然と存在している。 例えば、政府統計資料によっても、雇用の入口 である募集については、技術系では4年制大学 新卒で50.0%、高校新卒で49.9%と、約半数の 企業が「男子のみ」募集を行ない、事務・営業 系でも4年制大学新卒で26.3%の企業が男性の みを募集している(労働省、「平成元年度女子雇 用管理基本調査」)。また、管理職についてみて も、女性の占める割合は、係長相当職で5.0%、 課長相当職で2.1%、部長相当職で1.2%である (前記労働省資料)。その結果は、当然賃金格差 にあらわれる。即ち、パートタイマーを除いた 男女の平均賃金の所定内給与の比率は男性100 に対し、60.2%であるが(企業規模10人以上)、 パートタイマーを含めた場合(事業所規模30人 以上)の現金給与総額は1975年の55.8%から 1991年には49.6%と拡大している。

男女平等を規定したとされる均等法が施行され、91年で5年を経る。施行後、5年を経た今日、未だ以上のような男女差別が残る現状について、均等法の見直しが論議されてきている。均等法附則20条では、「施行状況を勘案し、必要

があると認めるときは、…必要な措置を講ずるものとする」と規定している。もともと、均等法は成立当初より、不備な法律として、多くの女性団体や、組合、民主団体等から批判を浴びるものであった。5年間の実態にてらして、当然見直しの論議がされてしかるべきである。しかし、注意しなければならないのは、この見直し論議の中心は、企業及び政府側における「平等」を口実に、労基法の女性に対する保護規定の改定が大きく話題になっていることである。政府・資本の狙いは、この労基法の「改正」にあるといってよいであろう。即ち、労働力人口の不足の中で、いかに女性を使用し、資本の効率を高めていくかという意図である。

政府・資本側の動き

91年1月に発表された日経連の「労働問題研究委員会報告」においては、「労働力不足対策として」「女性」「高齢者」の「一層の活用」が掲げられ、「女性が仕事と子育てを両立させるための条件」として、『フレックスタイム制の導入』『育児休業制度の導入』等をのべる一方、「女性についての原則深夜業禁止などは、意欲のある女性の活躍の場を奪うものであり、すみやかに是正すべきである」として、現在、労基法に規定されている女性に対する原則深夜業禁止の「改正」と合わせて労基法上の女性に対する保護規定の見直しを打ち出した。この深夜業について

は、国際的には、90年6月、ILOで、夜業に関する条約・勧告・議定書が採択され、男女に対する夜業規制が打ち出されたが、従前のILO89号条約の女性に対する夜業についての原則禁止を緩和するものとなった。このような中で、深夜業をはじめ、女性に対する労基法上の「保護規定の見直し」が政府サイドから提起されるに至っている。

91年5月、通商産業省から発表された「産業 労働問題懇談会報告一女性、高齢者の多様化す るライフスタイルに応えて一」では、「深夜業規 制は、女子の保護という観点から導入されたも のであるが、男女平等という観点からはむしろ 女性の活躍の場を狭めるという指摘が行なわれ ている。例えば、制御技術の進歩により計装化 が進み、…」と技術の進歩の面を掲げながら、「女 性は深夜業規制があるため交替制をとる場合に は採用できない。」また、「総合職等が増えている 中で、就労時間に制限があることが、女性の総 合的な能力発揮の障害になっている」と述べて いる。

91年6月、総務庁より発表された「婦人就業対策等に関する行政監察結果に基づく勧告」でも、「各種の実態調査結果等によると、配置・昇進の取扱いを始め、男子のみの募集、男女別定年制の実施等なお男女雇用機会均等法の趣旨の徹底が不十分な実態があり、実質的に男女の均等な機会の確保に向けて、各種施策を効果的に推進するとともに…」として、職場における男女平等が確立していないことを指摘する一方、労基法上の女性に対する規定について、「労働時間等男子を含む全体の労働環境の動向を踏まえつつ、検討される必要があるが、このうち、妊娠及び出産に係る母性保護規定を除いた時間外労働、深夜業に関する女子保護規定については、男女の均等な処遇等を一層推進するという観点

から、更に緩和すべきであるとの意見が事業者 団体等を中心としてあり、…」「従って、労働省 は、雇用における男女の均等な機会および待遇 を実質的に確保する観点から、労働基準法の女 子保護規定のうち、女子の時間外労働、深夜業 等の規制の基本的な在り方について検討を進め る必要がある」として、労基法上の女性に関す る規定のうち、時間外労働・深夜業等の規制の 廃止を打ち出している。

また、91年7月30日発行となった「労働白書」 は、「女子労働者・若年労働者の現状と課題」を 副題とし、職場での男女の平等については、「募 集・採用・配置・昇進等の面で男女の機会均等 を一層推進すること…」と指摘すると共に、労 基法上の女子保護規定については、「49年(1974 年)に報告された婦人少年問題審議会建議にお いては、…母性保護以外の規定については本来 廃止すべきである」としている。「また、…女子 差別撤廃条約においても、母性を保護するため に必要な措置以外の女子保護措置についてはこ れを改め、究極的には男女同一の扱いにするこ とを求めている。母性保護を除く女子保護規定 の存在は、女子の職業選択や能力発揮の幅を狭 める場合もあり、雇用の分野における男女の機 会均等及び待遇を確保する観点からも、労働時 間等の労働環境の改善、男女の家庭責任の在り 方の見直し、女子の就業と家庭生活との両立の ための条件の整備等を踏まえつつ、将来的には 廃止に向けて検討する必要があろう」と述べ、 同じく、女性に対する深夜業規制や、労働時間 制限の見直しの方向をうち出した。しかし差別 撤廃条約では、「母性保護を目的とする特別措置 …を締約国がとることは差別とみなしてはなら ない」(第4条2項)、「保護立法は、科学的・技 術的知識に照らして定期的に検討するものとし、 必要に応じて修正し、廃止し又はその適用を拡

大する」(第1条3項) とあり、社会状態にてら して平等に達する迄の女性の保護規定の必要性 を規定しているのである。

こうした中で、労働省は、「来年4・5月頃には、…雇用機会均等法への企業の対応を取り上げて、幅広く実態を調査し、同法の見直しの検討材料とする」、またこの調査とは別に、「均等法の問題点とその対応策を研究するため、学識経験者らによる検討会議が年内に発足される予定」と報じている(1991年8月11日付、読売新聞朝刊)。

働く者の立場から~法律家団体の動き~

一方、職場での平等の確立を目指して、真の平等が確立するための実効性ある均等法改正への要求も強い。1991年3月には、日本弁護士連合会から、「男女雇用機会均等法等施行後の見直しに関する意見書」が発表され、また、同じ時期、自由法曹団からも、「均等法等見直しに関する意見書」が発表された。

これらの意見は、各々若干ニュアンスは異なるが、現在の均等法が、募集・採用、配置、昇進の平等取扱いについて、事業主の努力義務規定であることを改め、強行規定にすること、より実効性をあらしむるために、間接差別の禁止や積極的差別是正措置をとり入れることを提起し、又、日弁連の意見書は、現在、大きく問題になってきているセクシャル・ハラスメントについての規定も提言している。

更に差別の解消が進まないのは救済措置について強制力のないことによることを指摘し、強制力ある救済機関の設置を提起している。

労基法の改正については、直接妊娠・出産に かかわる規定(例えば産前・産後休暇の日数の 拡大や、休暇中の全額補償等)について、より 一層の強化を提起すると共に、問題となってい る女性のみに対する労働時間の規制や、深夜業規制については現在の長時間労働等の実態に照らして男女に同じく規制を設けることを提言している。両意見書共、人間の生活が一日を基本として営まれることを基調にすえ、所定内労働時間については、1日7時間、週35時間、残業時間は1日2時間、1週6時間、年間120時間、割増賃金については、現行の25%から50%へ、週休2日制を提言している。

深夜業については、人間の健康を害し、社会生活上も弊害が大きいことを指摘した上、男女共に、公益上・公共上必要な場合を除き原則禁止とし、深夜業を認める場合については100%の保障を提言する。

均等法は、平等を規定した「日本国憲法の理念にのっとり」成立した法律であり、職場での平等を促進するために、実効性のあるものでなければならない。しかし最初に指摘したように、現存する差別の是正のためには現行均等法は余りにも不備といえよう。

政府・資本もさすがにこの点についてはテコ 入れせざるをえない状況にきている。が、同時 に男女「平等」を口実に、人間の健康や人間と して営むべき家庭生活を破壊させ、そして男女 差別のみならず、女性間差別を拡大し、企業効 率をあげるための労基法改悪の動きを見逃して はならない。

(弁護士)